

平成27年第1回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

平成27年3月17日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第30号 平成27年度那珂川町一般会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第31号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第32号 平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第33号 平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第34号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第35号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第36号 平成27年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第37号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第38号 平成27年度那珂川町水道事業会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第10 発委第 1号 那珂川町議会議員政治倫理条例の制定について
(議会改革特別委員長提出)
- 日程第11 発委第 2号 那珂川町議会委員会条例の一部改正について
(議会運営委員長提出)
- 日程第12 陳情第 1号 農協改革の検討に関する要請について
(産業建設常任委員長報告)
- 日程第13 請願第 1号 農協改革の検討に関する請願について

(産業建設常任委員長報告)

日程第14 議案第39号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について (町長提出)

日程第15 議案第40号 副町長の選任同意について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 発委第3号 国の農協改革に関する意見書について

(産業建設常任委員長報告)

出席議員(15名)

1番	鈴木 繁 君	2番	阿 部 健 君
3番	石 川 和 美 君	4番	佐 藤 信 親 君
5番	益 子 輝 夫 君	6番	大 森 富 夫 君
7番	塚 田 秀 知 君	8番	益 子 明 美 君
9番	岩 村 文 郎 君	10番	川 上 要 一 君
11番	阿久津 武 之 君	12番	橋 本 操 君
13番	石 田 彬 良 君	14番	小 川 洋 一 君
15番	大 金 市 美 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福 島 泰 夫 君	副 町 長	佐 藤 良 美 君
教 育 長	小 川 成 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	塚 原 富 太 君
総 務 課 長	益 子 実 君	企 画 財 政 課 長	佐 藤 美 彦 君
税 務 課 長	小 室 金 代 志 君	住 民 生 活 課 長	橋 本 民 夫 君
環 境 総 合 推 進 室 長	鈴 木 雄 一 君	健 康 福 祉 課 長	小 川 一 好 君
建 設 課 長	山 本 勇 君	農 林 振 興 課 長	星 康 美 君
商 工 観 光 課 長	大 金 清 君	総 合 窓 口 課 長	薄 井 健 一 君
上 下 水 道 課 長	秋 元 彦 丈 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 真 也 君

学校教育課長 長谷川 幸子 君 生涯学習課長 穴山 喜一郎 君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	板橋 了寿	書記	岩村 房行
書記	加藤 啓子	書記	藤田 善久

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（大金市美君） ただいまの出席議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大金市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりですので、ごらん願います。
-

◎議案第30号～議案第38号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（大金市美君） 日程第1、議案第30号 平成27年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第2、議案第31号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第3、議案第32号 平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第4、議案第33号 平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第5、議案第34号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第6、議案第35号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、日程第7、議案第36号 平成27年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第8、議案第37号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について、日程第9、議案第38号 平成27年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上9議案を一括議題といたします。

本件は、予算審査特別委員会に審査を付託したものでありますが、委員会での審査が終了いたしましたので、予算審査特別委員長より審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員長、佐藤信親君。

〔予算審査特別委員長 佐藤信親君登壇〕

○**予算審査特別委員長（佐藤信親君）** では、ご報告申し上げます。

予算審査特別委員会に付託されました議案第30号 平成27年度那珂川町一般会計予算の議決について、議案第31号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、議案第32号 平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、議案第33号 平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第34号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、議案第35号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、議案第36号 平成27年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第37号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について、議案第38号 平成27年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上9会計予算について、平成27年3月9日から16日までのうち4日間、関係課長等の説明を求め、慎重に審査いたしました。

各会計予算の審査結果については、一般会計及び特別会計ごとに採決を行い、一般会計及びケーブルテレビ事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業、簡易水道事業の6特別会計、水道事業会計については賛成多数で、農業集落排水事業特別会計については、全員賛成により文書をもって報告しましたとおり、本委員会において原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会における意見等については、それぞれ関係する課局室の審査の際に申し上げましたが、特に審査報告には、

1、庁舎建設費用の圧縮について一定の評価を認めるものであるが、少子高齢化を迎えるに当たり、建設費用のさらなる縮減と財源の確保に努められたい。

2、人口減少対策として、若者定住のための住宅確保と具体的な子育て支援策の充実を図られたい。

3、2つの定住自立圏形成協定の執行に当たっては、町の基本姿勢を明確にし、中心市と同等な立場で臨まれたい。

4、地場産業の振興に当たっては、町の活性化を図るため、大型公共事業については地元企業の活用を検討されたい。

5、ケーブルテレビの加入推進及び下水道の加入促進を図られたい。

以上、5項目の意見等を付して報告いたします。

以上で報告を終わります。

○**議長（大金市美君）** 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第30号 平成27年度那珂川町一般会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 平成27年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 平成27年度那珂川町水道事業会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここで、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

本定例会、3月定例会、3月4日から本日まで長期間にわたりまして皆さんの慎重審議い

ただきましてありがとうございます。特に今議会は平成27年度の予算審査、これが最重要課題でありました。その中で皆さんからさまざまなご意見等頂戴いたしました。そしてその結果、一般会計、各特別会計、水道事業会計とも原案のとおり議決を賜りまして、まことにありがとうございます。町といたしましても、限られた財源、これを有効に使いまして、安心安全なまちづくり、持続可能なまちづくりのために事業を推進させていただきたいと思っておりますので、今後とも皆様のご理解、ご協力をお願いいたしたいと思っております。

また、委員長報告の中でつけられました各ご意見、これは私どもも本当にこの喫緊の課題であると考えておりますので、最重要課題の一つと位置づけまして、事務事業執行に当たらせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくをお願いいたしたいと思っております。

本当に長期間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。御礼を申し上げます。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第10、発委第1号 那珂川町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会改革特別委員長、川上要一君。

〔議会改革特別委員長 川上要一君登壇〕

○議会改革特別委員長（川上要一君） ただいま上程されました発委第1号 那珂川町議会議員政治倫理条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議会改革については、平成19年3月の議員全員による議会改革調査特別委員会設置を皮切りに、第1期で議員定数の削減や議会活性化などに取り組み、第2期で基本条例の制定に取り組み、平成26年4月1日に議会基本条例が施行されました。

今期の第3期議会改革においては、議会基本条例第12条第2項に基づく議員の政治倫理の基本となる規範を定めるため、昨年5月からことしの1月にかけて検討を重ね、公正で町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的に、那珂川町議会議員政治倫理条例の制定に取り組んでまいりました。

昨年、折しも県議会や地方議会の議員の政務活動費の不祥事が取り沙汰され、地方議会無用論まで出たところでございます。那珂川町議会としては、町民の皆さんに信頼を得るため

に、議員倫理を明確にしておく必要性がますます出てきたものとなったものでございます。

本条例は、第1条の目的から第12条の補足までの全12条で構成しておりますが、要点4項目のみを説明したいと思います。

まず第1点目に第1条の目的ですが、この議員政治倫理条例の制定の目的は、那珂川町議会議員の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、公正で町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することとしております。

第2点目に第4条の政治倫理基準で、本条例の最も根幹をなす議員の政治基準として誤解を招く行為や、地位利用、町職員に対しての行為、人権侵害など禁止行為9項目、また、補助金等の交付を受ける団体等の代表者を辞退するなどの努力義務2項目を明記してございます。これらを明記することによって、みずからを律することと、議員という職務の責任をもって全うすることを肝に銘じるという意味が込められてございます。

第3点目に第5条の審査の請求として、議員の倫理基準に反する行為があった場合の手続きを定めております。政治倫理基準に反する疑いがあると認められるときは、町民にありましては100分の1以上の者、議員にありましては4分の1以上の者の連署をもって議長に審査を請求することができると定めております。

第4点目に第6条の審査会の設置として、審査は議員政治倫理審査会に付託するものとし、その委員は議員3名と識見者4名としております。議会主導の審査を防止する観点から識見者としての外部委員を議員より多いものとしております。

以上、主要な4項目のみを説明いたしました。議員として町民皆様の負託に応えるため、そして人としても町民の模範となるよう、議員の政治倫理の規範として本条例を提案するものでございます。本年4月1日施行としております。

議員各位の賛同を賜り議決くださいますようお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 那珂川町議会議員政治倫理条例の制定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大田市美君） 日程第11、発委第2号 那珂川町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、石田彬良君。

〔議会運営委員長 石田彬良君登壇〕

○議会運営委員長（石田彬良君） ただいま上程されました発委第2号 那珂川町議会委員会条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

地方教育行政制度の改革により、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条が改正されたことに伴い所要の改正を行うものでありまして、町長から提案のあった議案第1号ほか関連議案と同様の趣旨であります。

改正の主な内容は、那珂川町議会委員会条例第20条中、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものであります。

議員各位の賛同を賜り議決くださいますようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（大田市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第2号 那珂川町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第12、陳情第1号 農協改革の検討に関する要請についてを議題といたします。

この件に関しては、12月定例会において産業建設常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、産業建設常任委員長より審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、佐藤信親君。

〔産業建設常任委員長 佐藤信親君登壇〕

○産業建設常任委員長（佐藤信親君） 農協改革の検討に関する要請について、産業建設常任委員会の審査結果について報告いたします。

「農協改革の検討に関する要請」については、12月4日、1月29日及び2月18日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

この要請は、昨年9月26日に那須南農業協同組合代表理事組合長、山田 清氏から提出されたものであり、要請の内容は平成26年6月24日に閣議決定された「規制改革実施計画」等に基づく農業協同組合の見直しについて、JAグループの自己改革はみずから主体的に取り組むものであり、一方的な改革の押しつけは農業の生産現場や地域に大きな混乱をもたら

すものであるから、政府、与党における農協改革の検討に当たっては、現行の果たしている J A や中央会等の役割を十分に踏まえて、J A の自己改革を尊重した改革となるよう進められたいとのことであり、採択の上、国に対して働きかけるよう求められたものであります。

平成26年12月議会において産業建設常任委員会に付託されましたが、継続審査の申し出を行い、本年1月29日に要請人である那須南農業協同組合代表理事組合長、山田 清氏にお越しいただき、内容の説明を受けました。

農協改革は、昨年6月に改訂のあった「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中で、「農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進」の項目にうたわれ、別途「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」というものの中で具体的に示されました。本要請が提出されたのが昨年9月であり、政府と農協関連団体などの間で多くの協議がなされ、過日、一応の決着が図られたことは皆さんご承知のことと思います。

農協改革関連法案がこの3月に国会に提出されるとの話もありますが、地方農業を取り巻く現状から、農協は地域や地域の農業者にとって必要なものであり、国が関与する以前に農協の自己改革を望むべきであるものと考えことから、本要請の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は委員会での調査の経過と結果に対しての質疑のみを許可いたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第1号 農協改革の検討に関する要請についてに対する委員長報告は採択であります。

この陳情は、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎請願第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第13、請願第1号 農協改革の検討に関する請願についてを議題といたします。

この件に関しては、今期定例会において産業建設常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、産業建設常任委員長より審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、佐藤信親君。

〔産業建設常任委員長 佐藤信親君登壇〕

○産業建設常任委員長（佐藤信親君） 農協改革の検討に関する請願について、産業建設常任委員会の審査結果について、ご報告いたします。

農協改革の検討に関する請願については、3月6日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

この請願は、1月29日に那須南農業協同組合代表理事組合長、山田 清氏から提出されたものであり、請願の内容は平成26年6月24日に閣議決定された「規制改革実施計画」の中で、農業の成長産業化に向けた改革として、農業協同組合の見直し改訂がなされた「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、特に農協改革については、具体化の措置や法制化を検討するに当たっては、組合員、地域住民、そして農協など関係者の意見を幅広く聞き、地域の農業と農政の実態並びに農協や中央会等が果たしている役割を十分踏まえ、「協同組合」の基本的性格を維持することや、准組合員の利用制限は行わないこと、法人化等の組織形態の転換を強制しないことなど4項目を基本として、JAグループの自己改革を尊重した改革とされるよう、採択の上、政府関係機関に対して意見書を提出してほしいというものであります。

先ほどの陳情第1号の要請と基本的趣旨は同様であることから、本請願の趣旨についても賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は委員会での調査の経過と結果に対しての質疑のみを許可いたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号 農協改革の検討に関する請願についてに対する委員長報告は採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大金市美君） お諮りします。

ただいま産業建設常任委員長から、発委第3号 国の農協改革に関する意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしていきたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号 国の農協改革に関する意見書についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題にすることに決定いたしました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 追加日程第1、発委第3号 国の農協改革に関する意見書についてを議題といたします。

議案書を配付いたします。

〔議案配付〕

○議長（大金市美君） 本案は、この際議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めることとします。

提案の趣旨説明を求めます。

産業建設常任委員長、佐藤信親君。

〔産業建設常任委員長 佐藤信親君登壇〕

○産業建設常任委員長（佐藤信親君） ただいま提案になりました追加日程第1、発委第3号 国の農協改革に関する意見書の提出について提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました農協改革の検討に関する請願に基づき、その趣旨を受けて意見書を提出いたしたく、提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第3号 国の農協改革に関する意見書については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第14、議案第39号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第39号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の平成27年度税制改革大綱の決定に伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月4日に公布され、平成27年4月1日から施行されることから、那珂川町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、課税限度額の引き上げと低所得世帯に対する保険税軽減判定所得基準額の拡充であります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付してあります参考資料、那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容をあわせてごらんをいただきたいと思います。

改正の内容の第1点目は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げです。医療給付分及び後期高齢者支援金等分がそれぞれ1万円引き上げられ、介護納付金分が2万円引き上げられることから、条例第2条第2項中の51万円を52万円に、同条第3項中の16万円を17万円に、同条第4項中の14万円を16万円に改めるものです。同様に、条例第26条本文中の51万円を52万円に、16万円を17万円に、14万円を16万円に改めるものです。

第2点目は、低所得世帯に対する保険税軽減判定所得基準額の拡充です。被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減を判定する所得につきまして、被保険者に乗ずる金額を5割軽減については1万5,000円を、2割軽減については2万円をそれぞれ引き上げ、軽減対象の拡充を図ることとし、条例第26条第2号中の24万5,000円を26万円に、同条第3号中の45万円を47万円に改めるものです。

附則は改正条例の施行日及び適用区分を定めたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 最高限度額の引き上げということで、その対象者数はどういうふうになっているかということで、2点目は、そういう引き上げを行って税収はどの程度に引き上がるかという点です。3点目は、増税と軽減策、プラスマイナス、これでどういった数字が出てくるかという点で、3点伺います。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） まず、課税限度額の引き上げによる対象となる世帯は約40世帯程度と見込んでございます。それから税収でございしますが、税収につきましては課税限度額の引き上げに伴う増収分は150万円程度と見込んでおります。また、軽減判定所得基準の拡充分につきましては、5割、2割世帯合わせまして60世帯、100万円程度の軽減額を見込んでございます。なお、課税限度額の引き上げ対象となる世帯につきましては、日本の所得上位の10%層につきまして、580万円から750万円がその世帯層になりますが、今回の引き上げ対象となる世帯につきましては、単身世帯で約1,010万円、給与所得で約790万円以上の方が対象となるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 結局、増税でありますけれども、私は国保税の引き上げのときの討論で、その不当性といいますか、国保に加入している人は低所得者がほとんどでありますから、増税されているということについては大変な痛みを伴うわけであります。その対策として、国保のこの運営の傾きということを改善していくためには、45%からの前にあった国庫支出

金を38.5%に引き下げたということでの大きな要因があるということで、これを戻すべきだということを第一に要求していたわけです。

こういう引き上げ、法的に決まってくると、こういうふうに地方自治体でも加入者に負担増ということでかぶせてくるわけですがけれども、ここで改めまして国に対しての補助金のほうを元に戻すという点と、町が取り組むべきよい施策をした場合に、国がペナルティーををかけてくるというような不当性という、こういったものを含めまして、町として国に対してこういう補助金をもとに戻すことの要請や、ペナルティーをかけないということについては、町はどんな姿勢をとっているかという点で、まず1点伺います。

それから、町自体としては、応能負担をきちんとできる人は、それはできる、いいわけですね。資産やあるいは収入がたくさんある人はそれなりに負担してもらっていいわけです。ところが、収入が……

○議長（大金市美君） 大森議員、ちょっと質問の内容がこっちから離れていますので。

○6番（大森富夫君） そうじゃないですよ、1点聞きましたでしょ。そういう国に対してどういう姿勢をとったかという点であります。

それから、2点目は医療給付分、後期高齢者分と介護納付分ということで、軽減策をどういうふうにしていくかということを考えなければなりません。そういうことで、この応能負担割と応益負担割、これをどういうふうに変えていくかということ資料として示してもらったわけでありましてけれども、このことについての検討はどういうふうになっているかという点で、2点目伺っておきます。

○議長（大金市美君） 答えられるものだけですね。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） まず、国民健康保険制度に対する国への要請でございますが、これは国の国民健康保険法に基づきまして、当然地方自治体、市町村もそれに倣って実施していくという対応でございます。要請をすべき事項につきましては、それぞれ市長会、町村会を通じて要望をしておりますが、具体的に各市町村から国宛てに要望するものではないと考えております。

それから、今回の改正内容をもうちょっと詳しく申し上げますと、その趣旨は、高所得者層により多く負担してもらい、中間所得者層に配慮した保険料の設定ということで、中低所得者層に関しましてはより国保税の負担を軽減するというような形になっております。当然、高所得者層につきましてはその分の負担が上がるわけですがけれども、中低所得者層につま

しては負担が軽減されるというような内容でございますので、ご理解をいただきたいと思
います。

○議長（大金市美君） 大森議員。

○6番（大森富夫君） 個別的には要請はなじまないという点でありますけれども、それなら
ば議長会、あるいはそれぞれの単位ですね、広域でもって、この関係で国に対してきちんと
要請していくということを、町としてはそういう声を強めていただきたいというふうに思
います。

2点目の高収入者に対してはそれなりの応能負担を強めていくという点では、これはやは
りそのとおりにやっておいただくことは必要だと思うんですね。同時に低所得者に対しては軽減
策をもっと強めていくという、こう両面をとっていかなくちゃならないというふうに思
うんですね。こういうことでは、この示された資料によりまして、まだまだ応能割合が低い
というふうに思うんですね。これを再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） これは毎年、国の税制改正大綱の中で見直しが行われてい
る分でございます。単に、単年度において実施しているものではなくて、継続的にその軽減策
もとられているものですので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 今、質疑の中で、結局、町民に対して増税していくということになる
わけですね。先ほどの単純な計算でも50万円の増税にはなるわけですね。論点であります応
能割合、応益割合の負担割合、どういうふうに変えて、そして財政もよくする、あるいはま
た、低所得者に対してもこの制度において健康を守っていくために、しっかりとした制度を
もって取り組んでいくという点では、この応益割合と応能割合のこの割合というものをも
っともって検討する必要があるということを私は強調したいというふうに思います。したが
って、まだこういう点では取り組みが不十分ということをもって、また増税であるというこ
とをもって、私はこの議案については反対をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大金市美君） 続いて、本案に対する賛成討論、ございませんか。

益子明美議員。

○8番（益子明美君） 賛成の立場で討論いたします。

今回の条例の改正は課税限度額の引き上げを、高所得者には応能負担を求めるものでありますが、一方で減額の対象となる所得基準額の引き上げで低中間所得者層への軽減対象枠の拡充であり、中低所得者層の負担に配慮した国保税の見直しであります。持続可能な国保税制度構築、将来にわたって国民皆保険制度を堅持するために必要な制度改革と認識をし、条例の一部改正に賛成いたします。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第39号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第15、議案第40号 副町長の選任同意についてを議題といたします。

議案書を配付いたします。

〔議案配付〕

○議長（大金市美君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第40号 副町長の選任同意につきまして、

提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町副町長、佐藤良美氏におかれましては、4年の任期満了により平成27年3月31日をもって退任されることになりました。佐藤副町長には、平成23年4月に副町長にご就任いただき以来、町職員として培った知識、経験を十分に生かし、当町の行政運営に粉骨砕身ご尽力をいただきました。特に、この4年間は東日本大震災による被災対応の先頭に立ち、復旧、復興に当たられました。また、就任早々の私の行政の指南役としてご指導いただきました。この場をおかりいたしまして、深く感謝を申し上げるものであります。

つきましては、後任の副町長選任について、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の副町長につきましては、議案書に記載のとおり、那珂川町大内2184番地、大森親久氏を選任するものであります。大森氏は皆様ご承知のとおり、現在、那珂川町農林振興課課長補佐の職にあり、信望も厚く、行政運営能力はもとより、人格、識見ともにすぐれ、副町長としても今後本町のまちづくりにその手腕をいかんなく発揮していただけるものと確信しているところであります。大森氏は、昭和56年3月栃木県立烏山高等学校卒業後、同年4月に当時の馬頭町役場職員に採用となり、企画財政課企画調整係長、農林振興課農政係長などを歴任し、平成24年4月から現在まで農林振興課長補佐として重責を担っていただいております。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号 副町長の選任同意については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（大金市美君） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて平成27年第1回那珂川町議会定例会を閉会といたします。

ご起立願います。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時54分